



平成21年11月20日
自動車交通局

自動車事故報告規則の一部改正及び自動車運送事業者等が引き起こした
社会的影響が大きい事故の速報に関する告示の制定について

国土交通省では、我が国における危機管理意識の高まりに対応し、迅速な行政対応によって類似事故を未然に防止することで、事業用自動車における事故削減を図るため、事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会によりまとめられた『事業用自動車総合安全プラン2009』（平成21年3月）を踏まえ、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）の一部を改正し、また自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示（平成21年国土交通省告示第1224号）を制定しましたのでお知らせします。

※ 改正の概要は、別紙参照。

【 問い合わせ先 】

国土交通省自動車交通局

安全政策課 大森、宅見

電話 03-5253-8111（内線 41622, 41623）

直通 03-5253-8566

自動車事故報告規則の一部改正及び自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示の制定について

I. 改正等の概要

事業用自動車の事故について報告対象及び速報対象等を以下のとおり見直しました。

- ① 事故報告の対象について、従来通達で報告を指示していたものを省令で明確化等しました。
 - ・ 10 台以上の多重衝突を生じたもの
 - ・ 10 人以上の負傷者を生じたもの
 - ・ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
 - ・ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転を伴うもの
 - ・ 救護義務違反があったもの
 - ・ 車輪の脱落、被牽引自動車の分離の故障を生じたもの
 - ・ 鉄道施設を損傷し、3 時間以上列車の運転を休止させたもの
 - ・ 高速自動車国道又は自動車専用道路を、3 時間以上通行止めにしたもの
- ② 事故速報の対象とする自動車事故を見直しました。
 - ・ 転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両等と衝突若しくは接触したもの（旅客自動車運送事業者等に限る。）
 - ・ 2 人（旅客自動車運送事業者等においては 1 人）以上の死者を生じたもの
 - ・ 5 人（乗客にあっては 1 人）以上の重傷者を生じたもの
 - ・ 10 人以上の負傷者を生じたもの
 - ・ 自動車に積載された危険物が大量漏洩したもの（自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）
 - ・ 酒気帯び運転を伴うもの
 - ・ 社会的影響が大きなもの
- ③ 速報についてはできる限り速やかに行うこととしました。

II. 公布日及び施行日

公布 平成 21 年 11 月 20 日

施行 平成 21 年 12 月 1 日